

佐野市立城東中学校区小中一貫校整備事業
基本契約書
(案)

佐 野 市

令和8年5月29日

基本契約書

1	事業名	佐野市立城東中学校区小中一貫校整備事業
2	対象地	栃木県佐野市金屋下町10番地
3	事業期間	本議決日から令和27年3月31日まで

佐野市（以下「市」という。）は、【応募者名】を構成する【代表企業名】、【構成企業名】、【構成企業名】及び【構成企業名】（代表企業「【代表企業名】」）。以下、各企業を個別に又は総称して「事業者」という。）との間で、上の事業（以下「本事業」という。）に関する基本的な事項について合意し、基本契約（以下「本基本契約」という。）を締結する。

なお、本基本契約は仮契約として締結し、設計施工一括契約の締結に係る佐野市議会の議決を得た場合には、これを本契約とする。佐野市議会の議決を得られないとき、この仮契約は無効となる。

本基本契約本文末尾の年月日は、仮契約締結年月日であることを確認する。

（用語の定義）

第1条 本基本契約において使用する用語の定義は、特に明示する場合のほか、別紙「用語の定義」のとおりとする。

（目的）

第2条 本基本契約は、市及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第3条 市は、本事業が民間の企業によって実施されることを十分に理解しその趣旨を尊重する。

2 事業者は、募集提案関連書類に示す本事業の目的を十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重する。

（本事業の概要等）

第4条 本事業の日程は、次の各号のとおりとする¹。ただし、当該事業日程は、本基本契約の当事者全員の書面による合意により変更することができる。

（1）設計業務及び建設・工事監理業務

第1期（設計・新校舎の整備、プールの解体）：

本議決日から令和12年3月31日まで

第2期（屋内運動場の整備）：

令和12年4月1日から令和14年3月31日まで

（2）維持管理業務：

¹ 提案内容によっては、適宜記載を調整することを想定しています。

令和12年4月1日から令和27年3月31日まで

2 本事業は、本施設の設計業務、建設・工事監理業務並びに本施設の維持管理業務により構成されるものとする。

3 事業者は、事業契約及び募集提案関連書類に従って本事業を遂行しなければならない。
(追加用地)

第4条の2 市が本事業の事業期間において追加用地を取得した場合、市及び事業者は、その活用方法について協議する。

2 事業者は、前項の協議に基づく市の指示に基づき、本事業の一部として、追加用地の設計・施工及び維持管理(ただし、次条(こどもクラブの整備)に基づき追加用地にこどもクラブを整備する場合におけるこどもクラブの部分に係る維持管理を除く。)を行うものとする。

3 市が追加用地の全部又は一部を取得できなかった場合、設計施工一括契約及び維持管理業務委託契約に基づく各対価に追加用地に係る各業務の対価が含まれていることに鑑み、設計施工一括契約及び維持管理業務委託契約に基づく各対価の金額から、市が取得できなかった追加用地に係る各業務の対価の金額を減額する。その詳細については、事業者との協議に基づき、市が合理的に決定する。

(こどもクラブの整備)

第4条の3 市及び事業者は、市が、本事業とは別の事業として、令和●年●月末日までに、事業予定地及び追加用地(市が追加用地を取得した場合に限る。以下この条において同じ。)におけるこどもクラブの整備を予定していることを確認する。

2 前項の規定にかかわらず、事業者は、本事業における設計業務、建設・工事監理業務として、こどもクラブの整備に必要となる用地の整地等を行うものとする。

3 追加用地においてこどもクラブを整備する場合、市及び事業者は、事業予定地における整地部分の利用方法その他必要となる事項について協議する。

(役割分担)

第5条 本事業の実施において、事業者は、それぞれ、次の各号に掲げる役割及び業務実施責任を負うものとする。

(1) 設計業務は設計企業がこれを実施し、建設・工事監理業務は建設企業及び工事監理企業がこれを実施する。ただし、設計・建設・工事監理企業が市からこれらの業務を一括して請け負い、これらの業務に係る一切の責任を連帯して負うものとする。

(2) 総括管理業務は維持管理企業がこれを実施する。維持管理企業は市からこれらの業務を受託し、これらの業務に係る一切の責任を負うものとする。

(当事者が締結すべき契約)

第6条 市と事業者の各当事者は、次の各号の契約を、本基本契約及び募集提案関連書類に基づき、本基本契約の締結日付けで締結する。

- (1) 設計・建設・工事監理企業：設計施工一括契約
- (2) 維持管理企業：維持管理業務委託契約

(設計業務、建設・工事監理業務)

第7条 設計業務、建設・工事監理業務の概要は、要求水準書及び提案書類に定めるとおりとする。

- 2 設計・建設・工事監理企業は、設計施工共同企業体として、本基本契約、設計施工一括契約及び募集提案関連書類に基づき、本議決日以降、速やかに設計業務、建設・工事監理業務に着手し、別途合意がある場合を除き、設計図書を市に提出し市の確認を得た上で、建設・工事監理業務完了予定日までに本施設を整備し、市に引き渡し、業務を完了させるものとする。

(維持管理業務)

第8条 維持管理業務の概要は、要求水準書及び提案書類に定めるとおりとする。

- 2 維持管理企業は、維持管理業務委託契約により委託を受ける業務を実施するための人員を自らの責任で確保しなければならない。
- 3 維持管理企業は、維持管理共同企業体²として、本基本契約、維持管理業務委託契約及び募集提案関連書類に基づき、維持管理期間を通じて、維持管理業務を行うものとする。

(募集提案関連書類の未達に関する責任)

第9条 設計施工一括契約第46条（契約不適合責任）及び第58条（契約不適合責任期間等）の規定に加え、同契約第36条（検査及び引渡し）の規定による引渡しを受けた日から2年を経過するまでの期間中に本施設について募集提案関連書類の未達が発生した場合（本施設の契約不適合を含む。）には、設計・建設・工事監理企業は、当該未達状態に関して維持管理企業が維持管理業務委託契約上負担する維持管理業務に関する義務その他の債務について、連帯してこれを負担する。

- 2 設計・建設・工事監理企業及び維持管理企業は、本施設について前項の未達状態が発生した原因が、本施設の契約不適合によるのか又は維持管理企業の義務の不履行によるのか判別できないことを理由として、前項の規定による義務の負担を免れることはできない。
- 3 本施設について第1項の未達状態が発生した原因が、建設工事完了日の翌日以降に発生した不可抗力（本施設の契約不適合は含まれない。）又は設計・建設・工事監理企業及び維持管理企業以外の者（ただし、その者の責めに帰すべき事由が、設計施工一括契約又は維持管理業務委託契約の規定により設計・建設・工事監理企業又は維持管理企業の責めに帰すべき事由とみなされる者を除く。）の責めに帰すべき事由によることを、設計・建設・工事監理企業又は維持管理企業が証明した場合には、第1項の規定は適用しない。

² 維持管理企業が1社である場合、当該箇所を含め、適宜契約書における記載を調整します。

(有効期間)

第 10 条 本基本契約の有効期間は、本議決日から維持管理期間の終了の日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本基本契約以外の事業契約の全部又は一部が解除された場合、市又は代表企業が相手方に対して書面で通知することにより、本基本契約の有効期間は終了する。
- 3 前二項の規定にかかわらず、本基本契約の終了後も第 12 条（賠償額の予定）、第 14 条（秘密保持義務）、第 15 条（一般的損害）、第 17 条（管轄裁判所）及び第 18 条（準拠法）の定めは有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。なお、次条（談合等があった場合の解除）等に基づき本基本契約が解除された場合も同様とする。

(談合等があった場合の解除)

第 11 条 本事業に関して事業者のいずれかが次の各号のいずれかに該当したときは、市は、何らの催告を要せずして事業契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は事業者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が事業者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が事業者又は事業者が構成事業者である事業者団体（以下「事業者等」という。）に対して行われたときは、事業者等に対する命令で確定したものをいい、事業者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本事業に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、事業者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、事業契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が事業者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に公募手続が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 事業者（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に対する刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- 2 事業者のいずれかが次の各号のいずれかに該当したときは、市は、何らの催告を要せずして事業契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 役員等（事業者が個人である場合にはその者を、事業者が法人である場合にはその

役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所・常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下本項において同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下本項において同じ。)であると認められるとき。

- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 事業者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、市が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。
- 3 事業者のいずれかが募集要項等において提示された参加資格の全部又は一部を喪失した場合において、市及び事業者が相当期間協議してもなお市が合理的に必要と認める措置が講じられる見込みがないと市が判断したときは、市は、何らの催告を要せずして事業契約の全部又は一部を解除することができる。

(賠償額の予定)

- 第12条 事業者は、事業者のいずれかが前条(談合等があった場合の解除)第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当するときは、市が事業契約の全部又は一部を解除するか否かを問わず、違約金として、事業者が提案書類に記載した本事業に係るサービス対価の総額並びにこれに係る消費税及び地方消費税を加算した額の100分の10に相当する額を支払わなければならない。
- 2 前項の場合において、事業者は、連帯して前項の規定による違約金支払義務を負担する。
 - 3 第1項の場合において、市に生じた実際の損害額が同項の規定による違約金の額を超える場合には、事業者は、その差額を市の請求に基づき支払うものとする。かかる超過分の損害賠償義務についても、事業者は、連帯してこれを負担する。
 - 4 本基本契約以外の事業契約において第1項と同一の趣旨に基づく違約金に係る規定がある場合、事業者は、当該規定にかかわらず、第1項の違約金を支払えば足りるものとする。

(本基本契約上の権利義務の譲渡の禁止)

第 13 条 事業者は、他の当事者の承諾がない限り、本基本契約上の地位並びに本基本契約上の権利及び義務の全部又は一部について、第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

(秘密保持義務)

第 14 条 市及び事業者は、本事業又は本基本契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本事業の実施以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、特に定める場合を除き、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。本基本契約の終了後においても同様とする。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。

(1) 開示の時に公知である情報

(2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

(3) 相手方に対する開示の後に、市又は事業者いずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報

(4) 市及び事業者が、本基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第 1 項の規定にかかわらず、市及び事業者は、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

(1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

(2) 法令等に従い開示が要求される場合

(3) 権限ある官公署の命令に従う場合

(4) 市又は事業者との間で守秘義務契約を締結した市のアドバイザー業務受託者及び本事業に関する事業者の下請企業又は受託者に開示する場合

(5) 市が本事業に係る各業務の実施を事業者以外の第三者に請け負わせ若しくは委託する場合において当該第三者に開示する場合又は当該第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

(一般的損害)

第 15 条 市又は事業者が、本基本契約に定める条項に違反し、これにより契約当事者に損害を与えたときは、その損害を当該当事者に賠償しなければならない。

(本基本契約の変更)

第 16 条 本基本契約の規定は、市及び事業者の書面による合意がなければ変更できない。

(管轄裁判所)

第 17 条 本基本契約に起因する当事者間の紛争に関する訴訟については、宇都宮地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(準拠法)

第 18 条 本基本契約は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(解釈及び適用)

第 19 条 市と事業者は、本基本契約と共に、募集要項等に定められた事項が適用されることを確認する。

2 本基本契約と募集要項等との間又は本事業に関連する書類相互間に齟齬がある場合、本基本契約、本基本契約以外の事業契約、募集要項等質問回答、募集要項等、提案書及び設計図書の順に規定が優先する。ただし、提案書において提案された業務の水準が募集要項等に定められた業務の水準を上回る場合には、その部分に限り、提案書が募集要項等の規定に優先する。

(誠実協議)

第 20 条 本基本契約に定めのない事項、又は本基本契約に疑義のある事項については、佐野市財務規則（平成 17 年規則第 59 号）によるほか、その都度、市及び事業者は、誠実に協議の上これを定めるものとする。

(本頁以下余白)

以上、本基本契約締結の証として、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、市及び代表企業が各1通を保有する。

令和9年●月●日

市：佐野市高砂町1番地

佐野市

市長 金子 裕

事業者：(代表企業)

[住所]

[企業名]

[代表者]

(構成企業)

[住所]

[企業名]

[代表者]

(構成企業)

[住所]

[企業名]

[代表者]

(構成企業)

[住所]

[企業名]

[代表者]

(構成企業)

[住所]

[企業名]

[代表者]

別紙 用語の定義

事業契約において使用する用語の定義は、下表のとおりとする。ただし、下表以外の用語の定義は、募集要項等によるものとする。

事業者	【応募者名】を構成する【代表企業名】、【構成企業名】、【構成企業名】及び【構成企業名】の各企業を、個別に又は総称していう。
設計・建設・工事監理企業	本施設の設計・建設・工事管理を実施する設計企業、建設企業及び工事監理企業をいい、設計施工共同企業体を組成するものとする。
維持管理企業	本施設を維持管理する維持管理企業をいい、維持管理共同企業体を組成するものとする。
設計・建設・工事監理業務	要求水準書第2及び第3に規定された内容の業務とそれに付随し関連する一切の業務をいう。
維持管理業務	要求水準書第4に規定された内容の業務とそれに付随し関連する一切の業務をいう。
本施設	本事業において整備対象である施設をいう。なお当該施設は以下のとおりとする。 ア 佐野市立城東中学校区小中一貫校の新校舎 イ 佐野市立城東中学校区小中一貫校の屋内運動場（メインアリーナ兼講堂、サブアリーナ、武道場及びその他諸室） ウ 屋外運動場（前期・後期課程兼用、体育用具倉庫） エ 遊具広場 オ 屋外付帯施設（屋外トイレ、ごみ置き場、屋外倉庫、防災施設（防災倉庫）） カ 外構（駐車場、駐輪場、植栽、フェンス等） キ 児童生徒送迎スペース
本校	佐野市立城東中学校区小中一貫校をいう。
事業予定地	本施設を整備する用地である、栃木県佐野市金屋下町10番地所在地の土地（約17,517㎡）をいう。
追加用地	事業予定地の近隣において、今後市が取得を目指す用地（最大約3,200㎡）をいう。
請負代金	本事業の実施に対し市が事業者を支払う費用のうち、設計・建設・工事監理企業に支払われる設計業務、建設・工事監理業務の対価であって、設計施工一括契約書（案）別紙5「年度ごとの業務への対価」に定めるサービス対価（消費税及び地方消費税相当額を含む。）をいう。
消費税	消費税及び地方消費税をいう。
事業契約	基本契約、設計施工一括契約及び維持管理業務委託契約を総称していう。
募集提案関連書類	募集要項等、募集要項等に対する質問及び回答書（いずれも追加及び変更を含む。）並びに提案書類を総称していう。

募集提案関連書類（提案書類を除く。）	募集要項等、募集要項等に対する質問及び回答書（いずれも追加及び変更を含む。）を総称している。
募集要項等	令和8年5月に公表された「佐野市立城東中学校区小中一貫校整備事業」の募集要項、要求水準書、審査基準書、様式集、基本協定、事業契約及びこれらに付帯する資料の一切をいう（公表後の追加及び変更を含む）。
提案書類	事業者が本事業に係る公募手続において市に提出した企画提案書、市のヒアリング・質問に対する回答書その他事業者が基本契約締結までに市に提出した一切の書類をいう。
完成図書	事業者が作成する本施設の竣工に係る一切の書類をいう。
設計図書	募集要項等及び提案書類における本施設の設計に係る部分並びに設計成果物をいう。
設計図書（設計成果物を除く。）	募集要項等における本施設の設計に係る部分をいう。
設計成果物	募集要項等及び提案書類に基づき、事業者が作成する基本設計図書、実施設計図書その他の本施設の設計に係る一切の書類をいう。
評価委員会	応募者から提出された提案書の内容等を評価するため、学識経験者等で構成された「佐野市立城東中学校区小中一貫校整備事業者選定評価委員会」をいう。
本議決日	設計施工一括契約の締結に係る佐野市議会の議決があった日をいう。
会計年度	毎年4月1日に開始し、翌年3月31日に終了する1年間をいう。